

## 日本レーザー医学会著作権規定

### (目的)

第1条 この規定は、日本レーザー医学会（以下、本学会）が発行する日本レーザー医学会誌（以下、本誌）に掲載する論文に関する著作権の取り扱いに関して取り決めるものである。

### (用語)

第2条 本規定において使用する用語の定義は次の各号のとおりとする。

1. 著作権：日本国の著作権法第17条に規定されている著作権（複製権、上演権及び演奏権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権および翻案権等、二次的著作物の利用に関する原作者の権利）さらに複製権に於ける出版権、および電子メディア化する権利（公衆送信権を含む）などをいう。
2. 著作物：日本国の著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。
3. 著作者：日本国の著作権法第2条第1項第2号に定める著作物を創作する者をいう。

### (著作権の帰属)

第3条 本誌に掲載される論文の著作権は、国内外を問わず、原則として本学会に帰属する。

### (著作権の譲渡)

第4条 著作者から本学会への著作権の譲渡は、著作者が論文を本学会に提出するに当たり、本著作権規定を確認し、著作権譲渡書を提出した時点で成立するものとする。

2) 当該論文が本誌に掲載されないことが決定された場合、本学会は当該論文の著作権を著作者に返還する。

### (著作権の利用)

第5条 著作者自身が、私的目的のために自己の著作物を著作権法第30条の範囲内で利用する場合には、本学会の許諾を必要としない。

2) 本誌に掲載された論文について、第三者より著作権の利用許諾申請があった場合、本誌編集委員会において審議し、適当と認めたものに限り許諾を行う。

3) 前項の措置によって第三者から支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ、学会活動に有効に活用する。

### (著作者の責任)

第6条 本誌に掲載された論文の内容については、著作者が創作に関与した部分については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2) 本誌に掲載された論文が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文の著作者が創作に関与した部分については、当該論文の著作者が一切の責任を負う。

### (著作権侵害排除)

第7条 本誌に掲載された論文に対して、第三者による著作権侵害があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

### (例外的取扱い)

第8条 本会と他の学協会等が協力して開催する事業活動の際に、論文原稿等を募る場合において、他の学協会等との間で別段の取決めがなされた場合には、当該取決めを本規定に優先して適用することができる。

### (既発行の著作物の取扱い)

第9条 本規定の施行前に本学会が著作権を有する著作物については、著作者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合を除き、この既定の各号を準用する。

(発効期日)

第 10 条 この規定は平成 20 年 11 月 14 日より有効とする。

#### 附則

1. 著作権に関し、本規定に定められていない事項については「著作権法」に拠る。
2. 本学会発行の著作物は、本誌掲載論文と、他の学協会と共同で行なった講演会などにおいて発行した予稿集に準じる発行物を指す。また、その媒体については、販売印刷物・無料配布物・CD-ROM 等電子媒体で作成したもの、及びホームページ (Web ページ) 等公衆送信で提供するものなどを指す。
3. 本規定の実施に関して必要となる細則については、それぞれ関連の規定類中で定めるものとする。
4. 本規定の改正は、本学会編集委員会の承認を受けるものとする。
5. 本規定は、平成 20 年 11 月 14 日、理事会において承認制定。